

## 平成 22 年度練馬区福祉のまちづくり推進条例運用報告書

平成 22 年 10 月 1 日、練馬区福祉のまちづくり推進条例（平成 22 年 3 月 15 日練馬区条例第 16 号。以下「条例」という。）が施行された。この条例は、すべての人が等しく社会参加する機会を確保し、安心して快適に暮らし続けることができる地域社会の実現に寄与することを目的として、福祉のまちづくりの推進に関する 3 つの基本理念を定めている。

その実現手段として、区、事業者および区民等の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりの推進に関する計画、公共的建築物および公共施設等の整備に関する基準等必要な事項を定めることとしている。

また、条例の第 54 条では、推進の着実かつ継続的な実施のため、条例の運用状況について定期的に報告書を作成し、公表することを規定している。このため、平成 22 年度の運用状況について以下のとおり報告する。

### 1 公共的建築物の整備に関する手続

公共的建築物とは、別表 1 にある多数の者が利用する、練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 47 号。以下「規則」という。）で定める建築物等をいう。

#### (1) 協議申請（第 14 条）

公共的建築物で規則で定める用途および規模のものの建築等を行おうとする者（特定整備者）は事前に協議をしなければならない。

件数 74 件

#### (2) 協議終了通知（第 15 条）

条例第 14 条の協議終了時には、特定整備者に書面通知する。

件数 70 件

#### (3) 変更協議申請（第 16 条）

特定整備者は協議終了から工事完了までに変更があるときは、協議をしなければならない。

件数 1 件

#### (4) 完了検査（第 17 条）

特定整備者は、工事完了時に届出をしていただき、区長は完了検査を行う。

件数 8 件

※(1)協議申請から(4)完了検査までの件数の内容詳細については、別表 1 を参照されたい

#### (5) 措置の公表（第 18 条）

特定整備者の同意を得て公表ができるが、同意を得られたのは 1 件であった。

件数 1 件（建物名:マミーズハンド新江古田、用途:保育園）

## 2 公共的建築物の整備基準

公共的建築物とは、多数の者が利用する練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則(平成22年3月31日規則第47号。以下「規則」という。)で定める別表1にある建築物等をいう。

### 整備水準証の交付(第13条)

協議終了後、完了検査を行った公共的建築物については、整備基準の適合状況に応じて証票を交付する。

- ・整備基準・・・構造および設備に関する基準で、施設の用途や規模に応じて、整備項目(出入口、廊下、階段、便所など)ごとの整備すべき内容(出入口は幅85cm以上など)を「規則」で定めている。
- ・重点整備内容・整備基準のうち、項目ごとに、重要な整備すべき内容を指定し、公共的建築物所有者等が遵守することとしている。
- ・整備内容・・・整備基準のうち、項目ごとに、バリアフリー法令による整備を上回る基準を指定し、その整備に努めることとしている。
- ・適合状況・・・整備基準(重点整備内容・整備内容)について、その状況を4段階(★印の数)で表示する。

※公共的建築物のうち、官公署、福祉施設、大規模な建築物等の重点整備内容は、バリアフリー法令により整備が義務化されている。それについては、『★』で表示せずに、『バリアフリー法令により整備が義務化』と表示する。整備状況は概ね『★★★』と同等以上となる。バリアフリー法令が適用されない小規模等の施設については、その適合状況を『★』で表示する。

交付件数 8件(別表1の完了検査件数の欄の公共的建築物に交付)

  
練馬区福祉のまちづくり整備基準  
整備水準証

重点整備内容 (適合状況)	★	★	★
整備内容 (適合状況)	★	★	★

(施設名称) ○○○○医院  
(施設用途) 診療所  
(住所表示) 練馬区○○○○○○○○○○○○

平成○○年○○月○○日 第○○○号

練馬区長 ○○○○

ア 小規模建築物以外（用途により規模が異なる）

対象用途	整備基準		件数
	重点整備内容	整備内容	
物品販売業を営む店舗	★ ★	★ ★	1
事務所	バリアフリー法令により整備が義務化	★ ★	1
福祉施設	バリアフリー法令により整備が義務化	★ ★	4
合計			6件

イ 小規模建築物（用途により規模が異なる）

対象用途	整備基準		件数
	重点整備内容	整備内容	
運動施設（1000㎡未満）	★ ★ ★	★ ★	1
飲食店等（200㎡未満）	★ ★ ★	★	1
合計			2件

適合状況				
水準	小規模建築物以外		小規模建築物	
	80%超	★ ★ ★	80%超	★ ★ ★
	20%超 80%以下	★ ★	60%超 80%以下	★ ★
	20%以下	★	60%以下	★
	0%	整備なし	0%	整備なし

3 公共施設等の整備に関する手続

公共施設等とは、次ページの表にある道路、公園、駐車場など規則で定める施設をいう。

(1) 工事の届出(第19条)

公共施設等で規則で定める種類および規模のものの新設または改修を行おうとする事業者は、あらかじめ届出をしなければならない。(変更を含む。)

件数 1件

(2) 完了の届出(第20条)

事業者は、工事を完了したときには届け出をしなければならない。(変更を含む。)

件数 1件

(3) 措置の公表(第21条)

区長は、事業者の同意を得て公表することができる。

件数 0件

区 分	届出対象部分面積	届出件数 (第 19 条)	完了届出件数 (第 20 条)	公表件数 (第 21 条)
道路	すべての施設	0	0	0
公園等	すべての施設	0	0	0
駐車場	500 m <sup>2</sup> 以上	1	1	0
公共交通施設	すべての施設	0	0	0
合計		1 件	1 件	0 件

#### 4 区民の意見聴取（第 22 条）

規則で定める規模以上の建築物を建築し、または公園を新設しようとするときは、整備に関し、区民の意見を聴取し、その意見の反映に努めるよう規定している。

本年度は、規則に定める規模の物件はなく、条例の規定での実績はない。

試行的に、規則に定める規模未満の物件について実施した。

件数 2 件 物件名 しらゆり荘（障害者支援施設）  
向山庭園（集会所）

#### 5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項 制限の緩和（第 41 条）

区長が、法令等の規定によることなく、建築物特定施設を円滑に利用することができるものと認めた場合や、やむを得ないと認める場合は、制限の緩和を適用しないことができる。

件数 0 件

#### 6 移動等円滑化基本構想の提案手続

法第 27 条第 1 項(学校や共同住宅、運動施設、飲食店等の特定建築物)の規定による提案者に対して、情報の提供および必要な技術的支援を行うことができる。

件数 0 件

#### 7 雑則

国等や区が行う公共施設等の新設または改修については、事前協議の規定を適用しない。しかし、区は先導的役割を果たし、国等にも整備基準への適合を要請する。

- (1) 報告 件数 0 件
- (2) 立入調査 件数 0 件
- (3) 勧告 件数 0 件
- (4) 公表 件数 0 件

別表 1

## 用途・規模別の件数一覧表

平成 23 年 3 月 31 日現在

公共的建築物	協議対象 部分面積	小規模	協議申請 件数 (第 14 条)	協議終了 通知件数 (第 15 条)	変更協議 申請件数 (第 16 条)	完了検査 件数 (第 17 条)
学校等施設	すべての規模		1	1		
医療等施設(入院施設有)	すべての規模		1	1		
医療等施設(入院施設無)	500 m <sup>2</sup> 以上					
	200～500 m <sup>2</sup>					
	200 m <sup>2</sup> 未満	○	1	1		
助産所、施術所または薬局	200 m <sup>2</sup> 以上					
	200 m <sup>2</sup> 未満	○				
興行施設	1000 m <sup>2</sup> 以上					
	1000 m <sup>2</sup> 未満	○				
集会施設(一の集会室の床面積が 200 m <sup>2</sup> 超)	すべての規模					
集会施設(公会堂)	すべての規模					
集会施設 (集会室の床面積が 200 m <sup>2</sup> 以下)	1000 m <sup>2</sup> 以上					
	1000 m <sup>2</sup> 未満	○	1	1		
集会施設(公民館など)	200 m <sup>2</sup> 以上					
	200 m <sup>2</sup> 未満	○				
展示施設等	1000 m <sup>2</sup> 以上					
	1000 m <sup>2</sup> 未満	○				
物品販売業を営む店舗(卸売市場)	2000 m <sup>2</sup> 以上					
	2000 m <sup>2</sup> 未満	○				
物品販売業を営む店舗	500 m <sup>2</sup> 以上					
	200～500 m <sup>2</sup>		2	2		1
	200 m <sup>2</sup> 未満	○	13	12		
宿泊施設	1000 m <sup>2</sup> 以上					
	1000 m <sup>2</sup> 未満	○				
事務所(官公署)	すべての規模		2	1		1
事務所	2000 m <sup>2</sup> 以上		1	1		
	500～2000 m <sup>2</sup>	○				
共同住宅等	2000 m <sup>2</sup> 以上		8	7		
	1000～2000 m <sup>2</sup>		11	11	1	
共同住宅等(寄宿舍等)	1000 m <sup>2</sup> 以上		1	1		
福祉施設	すべての規模		15	14		4
運動施設	1000 m <sup>2</sup> 以上					
	1000 m <sup>2</sup> 未満	○	1	1		1

公共的建築物	協議対象 部分面積	小規模	協議申請 件数 (第14条)	協議終了 通知件数 (第15条)	変更協議 申請件数 (第16条)	完了検査 件数 (第17条)
遊戯施設	1000 m <sup>2</sup> 以上					
	300～1000 m <sup>2</sup>	○				
文化施設	すべての規模					
公衆浴場	1000 m <sup>2</sup> 以上					
	1000 m <sup>2</sup> 未満	○				
飲食店等(飲食店)	500 m <sup>2</sup> 以上					
	200～500 m <sup>2</sup>					
	200 m <sup>2</sup> 未満	○	5	5		1
飲食店等(料理店)	1000 m <sup>2</sup> 以上					
	300～1000 m <sup>2</sup>	○				
飲食店等(キャバレー、ナイトクラブ等)	1000 m <sup>2</sup> 以上					
	300～1000 m <sup>2</sup>	○				
サービス店舗等	500 m <sup>2</sup> 以上		2	2		
	200～500 m <sup>2</sup>					
	200 m <sup>2</sup> 未満	○	4	4		
工業施設	2000 m <sup>2</sup> 以上					
	1000～2000 m <sup>2</sup>	○				
車両、船舶、航空機の待合所	すべての規模					
自動車関連施設(車庫)	500 m <sup>2</sup> 以上					
自動車関連施設(修理工場、洗車場)	200 m <sup>2</sup> 以上		1	1		
自動車関連施設(給油取扱所)	200 m <sup>2</sup> 以上					
	200 m <sup>2</sup> 未満	○				
自動車関連施設(教習所)	1000 m <sup>2</sup> 以上					
	1000 m <sup>2</sup> 未満	○				
公衆便所	すべての規模					
公共用歩廊	2000 m <sup>2</sup> 以上					
	1000～2000 m <sup>2</sup>	○				
地下街	2000 m <sup>2</sup> 以上					
	1000～2000 m <sup>2</sup>	○				
複合施設	2000 m <sup>2</sup> 以上					
	1000～2000 m <sup>2</sup>	○				
店舗(用途未定)等	200～500 m <sup>2</sup>		1	1		
	200 m <sup>2</sup> 未満	○	3	3		
合計			74件	70件	1件	8件